

# 特別給を先行して勧告

## 特別給 0.05 月減 職員の労苦を顧みない勧告容認できず

ほっとライン

No.202

【発行者】

埼教組情宣部

さいたま市浦和区

高砂 3-12-24

048-824-2511



↑ 埼教組HPへ

人事院は10月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の特別給（ボーナス）の改定を勧告しました。

### 給与について

今回の勧告では、ボーナスについて、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合が、国家公務員の支給月数を下回ったことから、年間4.45月分に引き下げることとしました。

た。月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告をおこなうこととしています。

### 人事管理について

①「新型コロナウイルス感染症に係る取組」については、一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行ないつつ実施。研修の年間実施計画を大幅に見直し。時差出勤のため金時間割振りの特例措置、職

場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるように措置するとしています。

②「人材の確保及び育成」については、多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開などとしています。また、職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせるこ

とが重要としています。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施することも挙げています。

③「勤務環境の整備」について、恒常的に長時間勤務がある領域には要員を確保する必要と柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度も含めて研究するとしています。

の推進」については、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早急に実施されるよう改めて要請するとしています。

ハラスメント防止対策では、本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。仕事と家庭の両立支援では、引き続き、両立支援制度の周知等に取り組むとともに、不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等の把握をし、必要な取り組みを検討するとしています。

生活の不安な中、専攻済にも大きな打撃を与えるものであり、到底受け入れられるものではありません。

④「定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進」は、全国的に、一時金の官民の月数の違いだけを取り上げた現場の働き方に対応しない賃下げ勧告に対し、県内公務労働者の実態に即した人事委員会勧告を行なうよう求めています。これからとりくまれる職場での要求署名など、皆さんのご協力をお願いします。

### 給与勧告の骨子

（ボーナスを引き下げ、月例給については、別途必要な報告・勧告を予定）

#### ①ボーナスの改定

ボーナスを引き下げ（0.05月分）

#### 【民間給与の調査】

昨年8月から今年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較。

○民間の支給割合 4.46月

○公務の支給月数 4.50月

#### 【ボーナスの改定の内容と考え方】

民間の支給割合との均衡を図るため引き下げ。

4.50月→4.45月

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映。

引き下げ分は、今年度については12月期の期末手当から差し引く。来年度以降については、0.025月ずつ、6月期と12月期の期末手当から差し引くこととする。

#### ②月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定。

### 公務員人事管理に関する骨子

#### ①新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

#### ②人材の確保及び育成

#### ③勤務環境の整備

- (1) 長時間労働の是正等
- (2) ハラスメント防止対策
- (3) 仕事と家庭の両立支援
- (4) 心と健康づくりの推進等
- (5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

#### ④定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

現場の働きに応じた賃上げと処遇改善を！

生活の不安な中、専攻済にも大きな打撃を与えるものであり、到底受け入れられるものではありません。

埼教組は、このコロナ禍においても子どもたちにとって安心・安全な学校環境づくりと学びの保障のために尽力してきた教職員を含む、全ての公務労働者の生活改善につながる全世代における賃金引上げと、引き続き「一年単位の変形労働時間制」導入を許さず、「埼玉県 学校における働き方基本方針」に基づいた業務負担軽減を求めています。異例ともいえる今回の一時金のみを先行しての人事院勧告であるとともに、月例給の勧告が出ない中、一時金の官民の月数の違いだけを取り上げた現場の働き方に対応しない賃下げ勧告に対し、県内公務労働者の実態に即した人事委員会勧告を行なうよう求めています。これからとりくまれる職場での要求署名など、皆さんのご協力をお願いします。